

商 法 (100 点)

第 1 問

P 株式会社は、資本金の額 3 億円、資産の総額 50 億円、負債の総額 30 億円の取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。P 社の定款には、取締役会の決議要件について特に定めは設けられていない。P 社の取締役は、A～E の 5 名であり、A が代表取締役であったが、D・E は、かねて A の経営方針に不満を持ち、A と対立関係にあった。

代表取締役 A は、P 社を代表し、事業規模拡大に備えて P 社が長年保有してきた帳簿価格 5 億円の土地（以下「本件土地」という）を、取引先の Q 社に 5 億円で譲渡する契約を締結した（以下「本件契約」という）。これに先立って開催された P 社取締役会において、本件契約を承認する決議がなされたが（以下「本件決議」という）、この取締役会では、D・E 2 名に招集通知が発出されず、本件決議は、A・B・C 3 名が出席し、A・B の賛成によりなされたものであることが判明した（C は棄権）。

(1) Q 社が本件契約に基づき、P 社に対して本件土地の引渡しを求めたとき、P 社は、どのような主張をして争うことが考えられるかを検討しなさい。

(2) かりに、本件土地の帳簿価格が 1000 万円であり、P 社の定款に「帳簿価格 1000 万円以上の財産の処分については取締役会の承認を要する」旨の定めがあったとする。P 社は、どのような主張をして争うことが考えられるかを検討しなさい。

(3) かりに、本件土地の帳簿価格が 1000 万円であり、P 社の定款に「帳簿価格 1000 万円以上の財産の処分については取締役会の承認を要する」旨の定めがあり、さらに、代表取締役 A は、代金を自己の遊興費に充てるために本件契約を締結したものであったとする。P 社は、どのような主張をして争うことが考えられるかを検討しなさい。

## 第2問

「第一商事株式会社」（以下「P社」という）は、ホテルの運営とマンションの賃貸を業としてきたが、近年はマンション賃貸業の損失が膨らみ、P社の支払能力にも問題が生じていた。

そこでP社は、その保有する2つのホテル（「ホテルジョイ出町」と「ホテルジョイ四条」）にかかる事業部門のすべて（ホテル業にかかる債務やホテルの従業員との雇用契約も含む）を事業再生ファンドが出資して新たに設立された「株式会社京都企画」（以下「Q社」という）に譲渡した（以下「本件譲渡」という）。Q社は「ホテルジョイ出町」および「ホテルジョイ四条」の取引先に、「当社は『第一商事株式会社』より、『ホテルジョイ出町』『ホテルジョイ四条』にかかる事業を譲り受けました。これまでと変わらないご愛顧をお願いいたします。」との挨拶状を配布した。

P社は、マンション賃貸業部門に関してR社に2億円の金銭債務（以下「本件債務」という）を負っていたが、本件債務は本件譲渡によってもQ社には承継されなかった。そうなることを本件譲渡前に察知したR社は、P社・Q社との三者会談において本件譲渡を執行しないよう求めたが、P社とQ社の代表者は、2つのホテルの従業員や取引先は多数に上り、従業員の雇用を維持し、取引先の連鎖倒産を回避するためには本件譲渡が必要だとして、取り合わなかった。

その後のR社の調査により、「本件譲渡前のP社の資産総額は9億円、負債総額は12億円であったが、本件譲渡によってP社の資産8億円と負債7億8000万円がQ社に承継され、その対価として、価額1000万円相当のQ社株式がP社に発行されたこと」が判明した。また、R社は、本件譲渡の実行後直ちに、本件債務のうち履行期の到来したものについてP社に履行を求めたが、P社は資金がないことを理由に返済に応じず、この先も、P社の資金繰りが改善される見込みはない。一方、「ホテルジョイ出町」と「ホテルジョイ四条」はQ社のもとで従前どおり営業を続けている。

R社がQ社に対して本件債務の履行を請求することができるかに関し、会社法上の論点について検討しなさい（問①）。

かりに、本件譲渡の対価として 2000 万円相当のQ社株式がP社に発行されたとした場合に違いが生ずるかについても検討しなさい（問②）。

なお、問①②とも、本件譲渡は会社法所定の手続に従って行われたものとして解答すること。